

核兵器禁止条約及び締約国会議への参加を求める意見書

2017年11月、核兵器禁止条約が国連で採択されました。また、去る11月には条約発効に必要な50カ国・地域に達し、来年1月には同条約が発効されることになりました。

同条約は、核兵器の開発から使用まで全面的に禁止するものであります。国連での採択に至るまでには、条約発効に向け広島、長崎の被爆者をはじめ、条約を推進する非政府組織（NGO）「核兵器廃絶国際キャンペーン」（ICAN）等が活動を展開し長年訴え続け取り組んで来ました。

また、「高校生平和大使」は、核兵器の廃絶と平和な世界の実現を目指し署名活動を継続するとともに、これまで約200万筆の署名を国連に届けています。

しかし、世界で唯一、戦争被爆国である日本政府は、米国の「核の傘」に頼る安全保障上を理由に条約批准を拒否しています。また、政府は核廃絶にむけ核保有国と非保有国の「橋渡し役」を担う意向を表明していますが、唯一の被爆国として背を向けることなく、核兵器のない世界を目指し国際社会の先頭に立つべきであり、日本政府の真価が問われています。

よって、本市議会は日本政府が核兵器禁止条約へ参加することを促すとともに、それまでの間は、締約国のオブザーバー参加で核兵器廃絶に向けた取り組みを積極的に推進していくよう強く求めて要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月14日

石垣市議会

宛先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣